公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第61号
令和3年
1月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル2階　TEL 0957-22-8479　印刷所／株式会社 昭和堂

諫早駅

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し　地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する　経営者の団体である

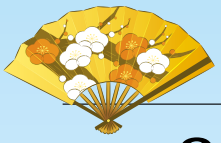

2021年　年頭のご挨拶

公益社団法人諫早大村法人会　会長　　髙瀬　嘉博

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

また、法人会活動に対しまして平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナウイルス感染症の影響を受けまして、予定していた各種事業の中止をせざるを得ない状況となり、会員の皆様には多くのご不便やご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

しかしながら、昨年11月末より税務ご当局のご支援を頂き、ようやく決算説明会や新設法人説明会を開催できる運びとなりまして、ソーシャルディスタンスやマスク着用、適時の換気に注意しながらの実施に努めております。

いわゆる「新しい生活様式」に対応した事業の実施が今後とも続くと考えられます。

10月と11月には初めての試みであります、インターネットを介しての「オンラインセミナー」を開催致しましたが、皆様のご理解を頂き、参加される方も徐々に増えている状況でございます。

引き続き、「新しい生活様式」の範囲の中で実施できる事業の開催に努め、税制改正や経営に関する情報の発信をできるだけ多く、かつタイムリーに会員の皆様へお届けできるよう努めていきたいと考えております。

これからも、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である法人会の理念のもと、もっと仲間（会員）が増加してより充実した活動ができますよう、法人会会員の皆様、役員の皆様方をはじめ税務ご当局、女性部会・青年部会の皆様の温かいご支援ご協力を頂き、会務を進めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本年も皆様にとりまして、輝かしい年になりますよう心よりご祈念申し上げます。

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。(※4)

- 消費税には申告・納付期限(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

●消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
●基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
●期限を過ぎると延滞税がかかります。
●確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※5)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

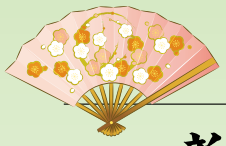

新年のあいさつ

諫早税務署長　山口（やまぐち）　一豊（かずとよ）

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人諫早大村法人会の皆様方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から髙瀬会長をはじめ役員及び会員の皆様には税務行政への格別なご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

法人会では、日々変動する世界情勢や経営環境から生じる様々な課題に直面しながらも、「税のオピニオンリーダー」として決算法人説明会並びに新設法人説明会の開催をはじめ、絵はがきコンクール、租税教室の実施にご尽力いただくとともに、「e-Tax」や「ダイレクト納付」等の税情報の周知・広報にご協力いただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。

さて、税務署では、これから令和２年分の所得税・贈与税等の確定申告が始まります。

会員の皆様には、新型コロナウイルスの感染防止策として、まずは、ご自宅のパソコンやスマホから「e-Tax」を利用した申告にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、やむを得ず税務署にお越しになる皆様に安心して申告いただけるよう、今年は感染防止策を徹底した会場運営を行うこととしております。

マスク着用や手指消毒はもとより、入場時の検温と定期的な換気を行いつつ、会場内を一定の人数に保つため時間帯を指定した「入場整理券」を発行する等、密閉・密集・密接（３つの密）の回避を徹底いたします。

また、これに伴い、本年は会場内へご案内できる１日あたりの人数に上限を設けさせていただくこととし、例年２月16日に開設しておりました申告会場を１月25日から前倒しで開設いたします。

確定申告期間の後半である３月はお客様で混み合う日が多いことから、ご来場予定の方は、お早めにお越しいただきますようご協力をお願いします。

コロナ禍という未曽有の難局ではございますが、諫早大村法人会の皆様と我々がしっかりと手を取り合い、本年の干支である牛の歩みのように一歩ずつ着実に前進する一年となりますよう心から祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

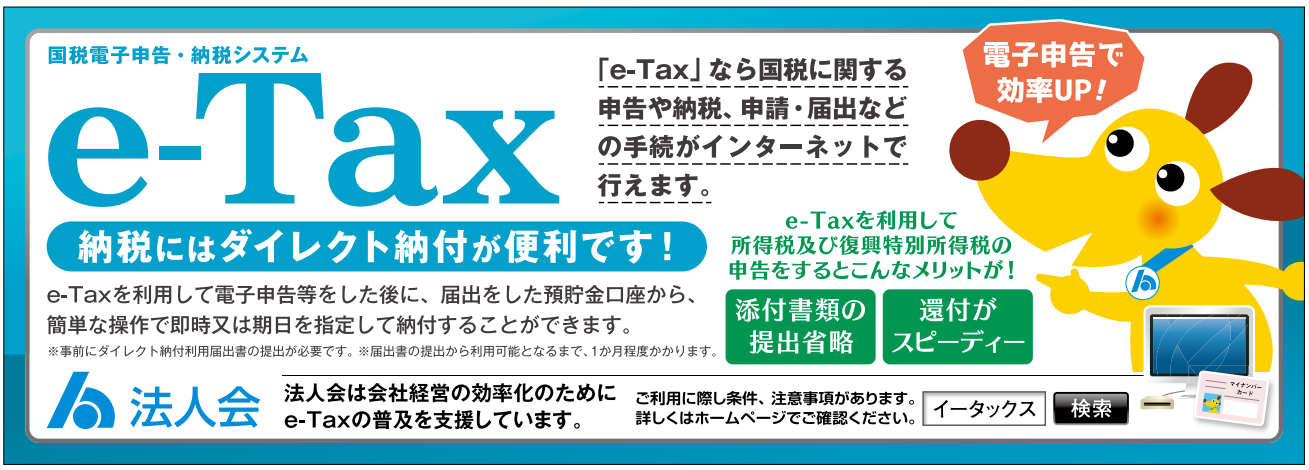

意見広告

法人会からの提言

コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と未来のための「財政健全化」を求めます！

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事（株）名誉理事

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。

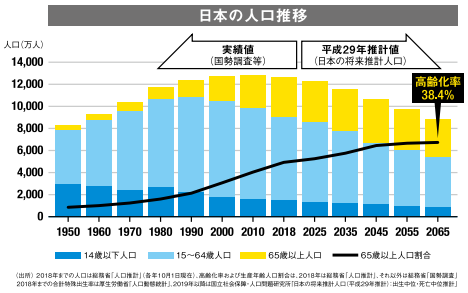

（出所）2018年までの人口は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
2018年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）：出生中位・死亡中位推計」

令和3年度 税制改正スローガン

- ○コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- ○厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

髙瀬法人会長による提言活動

11月18日　園田大村市長

11月18日　伊川大村市議会議長

11月26日　宮本諫早市長

11月26日　田川諫早市議会議長

おめでとうございます

石坂顧問財務大臣納税表彰受彰、重ねて10期連続の優良法人の表敬状受賞

法人会顧問石坂和彦氏（株式会社大黒屋代表取締役）は令和2年度財務大臣納税表彰を受彰されるとともに、
日本で唯一の昭和47年から10期連続となる優良法人の表敬状を諫早税務署長より受賞されました。

髙瀬法人会長叙勲受章

髙瀬法人会会長（髙瀬建設株式会社代表取締役）が
令和2年秋の叙勲において旭日双光章を受章されました。

オンラインセミナー

今回初めてインターネットを介したオンラインセミナーを行いました。
9月9日「接客スキル・人材定着セミナー」
11月5日「年末調整説明セミナー」

決算法人説明会

今年度初めての決算説明会を11月25日開催し、
20名の方が参加されました。

新設法人説明会

新設法人説明会を11月25日開催し、
今年度設立法人16社が参加されました。

令和３年１月　諫早税務署からの大事なお知らせ

本年の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

令和2年分の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、確定申告会場の混雑を回避するため、**「入場整理券」**を配布し、会場内の混雑を回避します。それに伴い、状況に応じて早めに受付を終了し後日の来場をお願いする場合があります。

※確定申告会場には、**「入場整理券」**をお持ちでない方の入場は出来ません。

「入場整理券」の受け取り方法は下記の2通りです。

①確定申告会場で「入場整理券」を受け取る。

確定申告会場（諫早市永昌東町　諫早税務署敷地内）の入口前にて、入場可能な時間帯が表示された**「入場整理券」**を午前８時30分から配布します。

（入場整理券の配布は当日分のみとなります。翌日以降の入場整理券は配布できません。）

②オンライン事前発行システムを利用して事前に受け取る。

LINEアプリで「友だち」に「国税庁公式アカウント」を追加。

「都道府県」、「税務署」、「日時」を選んで予約を行う。

オンラインによる「入場整理券」の申込日程は、申込する日から10日後まで選択することができます。また、受付の締切日は、２営業日前までとなります。

LINEによる画面のイメージは次頁をご覧ください。

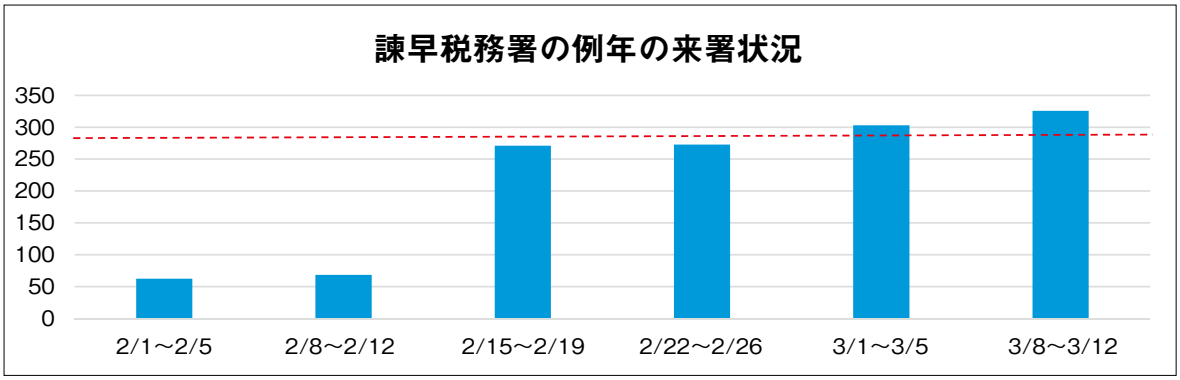

上記の来署状況で、点線を超える週については、入場できない可能性があります。

「LINE」による開始～事前発行の確定までのイメージ

①都道府県の選択

②税務署の選択

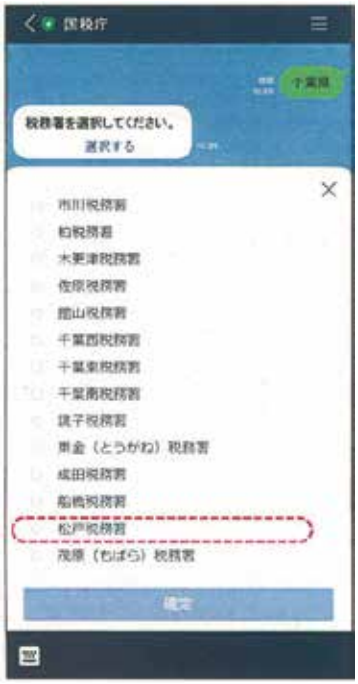

③カレンダーから
相談日時の選択

④事前発行の確定

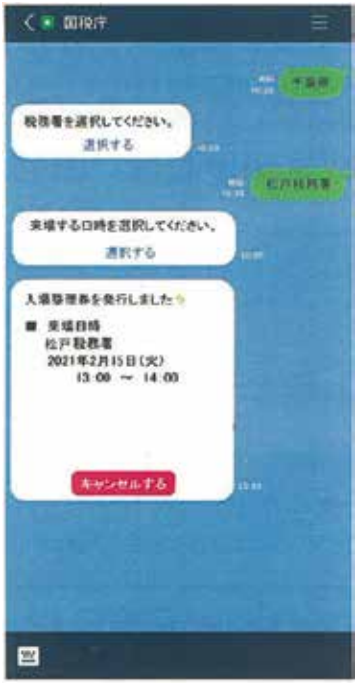

※入場の際は、日時を表示したLINE画面の提示をお願いします。
※指定された入場時間内にご来場していただきますようお願いいたします。

令和2年度 中学生の「税についての作文」福岡国税局長賞

『誰かの思いのために』

諫早市立諫早中学校　3年6組　内田　耀亮

当時小学二年生の私は好奇心に満ち溢れる男児。ふと「教科書はいくらなのか？」そんな疑問を抱いた。教科書と本は同じという認識から教科書を裏返し、その謎を早速解明しにかかる。「￥〇〇～。」見慣れない表記…。

帰宅して私は母親に「これはどういう意味？」教科書の謎を指差し尋ねる。母親からは意外な言葉が返ってきた。「０円。無料という意味だよ。」と。私はこんな不合理な世界でそんなことあるはずがない、そう思った。お店に行って十円の物を買えば十一円になり百円の物を買えば百八円になる。それなのに教科書は多く払うどころか無料なのだ。信じられるはずはない。「何で無料なの？」また母親に尋ねた。母親は「これは国が買ってくれたもの。“ぜいきん”で買ったものだからよ。」そう言った。私は“ぜいきん”の意味はわからなかったものの、「国が買ってくれた」という答えにたどり着きすっきりした。

これが私の税金との出会いだ。私は成長し今に至るまでに「教科書は無料」という知識に様々な税金に関する知識が上乗せされてきた。それは、学校での税についての学習や言葉やその意味を学習し理解できるようになったからだ。また、当時謎だった「百円が百八円になる」ことも「消費税」によるものだとわかる。私達は幼い頃から社会の一員としてわずかながらに日本の経済発展に協力していたというわけだ。

ところで、私は「教科書が税金によって支払われていること」に因んで、勉強をする際にこんな思いを心の片隅に留めている。

それは、「私は誰かの税金のおかげで勉強できている」ということである。納税は義務ではあるが、納める人にとっては労力を尽くして得た大切なお金であることに変わりはない。また、それを見ず知らずの誰かのために納めるのならば、尚更不安や勿体なさなどを感じるのではないだろうか。

だから、私達にはその思いに応える義務があると思う。義務教育の大部分が税金による援助を受けられるのは、日本の将来を担う私達に込められた期待から成るものだろう。そんなお金を無駄にしてしまうことは決してあってはならないことだ。

私はこういった考えを踏まえつつ、日々の勉強に精進している。私は特段勉強が好きだというわけではない。しかし、自分は色々な人の期待を背負っている、と思えば更に努力しようという気持ちになれるのだ。勿論、将来の夢を叶えるため、ということが最も大きな理由ではある。しかし、それはそれで将来結果的に日本のために貢献できるに違いない。

現代の日本は少子高齢化が進み、私達中学生も社会の一員としての存在が確実になっている。これからの日本を担う私達には、税金を通じて様々な人の期待と希望が寄せられている。私はそれに応えるべく、「勉強」という形で納税する方々に恩返しをしたい。